

2023じんけんSCHOLA 講座D

# 人権とは？

第1回 お互いの人権を侵害しない  
という約束～社会契約

土屋 貴志  
(大阪公立大学)

# 自己紹介

1961年生まれ、1990年 慶応義塾大学大学院文学研究科哲学専攻（倫理学分野）博士課程単位取得満期退学

1989～1994年 杉野女子大学・横浜国立大学・千葉大学などで非常勤講師、1994年より大阪市立(2022年度から「公立」)大学文学部教員（現在准教授。哲学教室所属）

2002～2019年 医学部「医療倫理学」担当、2017年～2021年 大学院共通科目「研究倫理」(2022年～「研究公正」) 分担。現在、人権問題研究センター兼任研究員

2005～2013年「薬害イレッサ西日本訴訟を支援する会」共同世話人、2012～13年度および2015～16年度 兵庫県三田市人権のまちづくり推進委員長

専門：倫理学（道德哲学。とくに、倫理学基礎論、医療倫理学、人権論、道德教育論）

# 倫理学（道徳哲学）とは？

- 規範（倫理、道徳、法、政令、規則、掟、戒律、習慣、金言など）について扱う哲学の一部門（広義には法哲学、政治哲学を含む）  
「～することはよい／わるい」「～すべきだ／すべきでない」「～しなければならない／しなくてもよい」などということについて、どうしてそういえるのか、そもそもの理由（とその考え方）について考える
- 哲学と思想史（思想の歴史）とは異なる（過去の思想を学ぶことは哲学するための修練にすぎない）
- 大学や旧制高校の教員である「哲学者」が西洋の思想を輸入する役目を担ったという事情が、海外の思想の紹介が哲学であるという誤解を生んだ
- 本来の哲学は実際の「事例」（出来事、経験、体験、生活、人生...）に則しながら、「そもそも何なのか？」「要するにどうということか？」を追求する → **自他との対話が必要**

# 哲学はなぜ「難しい」のか？－傾向と対策

## 1. わかりにくい言葉を使ったがる

...わざと難解な言葉や文章にして「無教養な者にはわからんだろ」と偉ぶる銜学趣味・エリート主義（戦前からの伝統）

←「アホはお前や、わかりやすく言い直し」とあっさり否定してよい

## 2. 内容が抽象的

...さまざまな具体的な事柄に共通する一般的・普遍的なことを語ろうとする

←「具体的にはどういうこと」と問い直す

## 3. ふつうの人がふだん考えないようなことを考えている（たとえば、常識[的な考え方]を疑う）

←何を問い、どう答えているか、じっくり聞いて考えてみる

## 4. 思想史なのに哲学を僭称している

←物事について自分で考えたことを述べたいのか、他人の考えたことについて語りたいのか、判別する

# 哲学とは？

「哲学」：明治時代初め、西周（にしあまね）の訳語  
原語 philosophy（英）、Philosophie（独、仏）

＜φῖλοσοφία（ピロソピアー [フィロソフィア]）

= φιλῶ（ピロー [フィロー]：愛する） + σοφία（ソピアー  
sophia [sofia ソフィア]：知識）...原意は「知識愛好（愛知）」

- アリストテレスによれば、ソピアーは「必然的な」事柄を扱う知的なアレテー（徳、卓越性）であり、テオーリア（観察）に関わる

– 「必然的ではない」事柄はプラクシス（行為、実践）とポイエーシス（制作、ものづくり）。プラクシスに関わる知的なアレテーはプロネーシス（思慮深さ、慎慮）、ポイエーシスに関わる知的なアレテーはテクネー（技、術、アート）

- 観察による知識体系が出来上がると「～科学」として「愛知（哲学）」から独立していった
- 現在の「哲学」はいわば「分家が繁栄し《残りもの》しかない本家」であり、観察できない事柄（論理、考え方、理由、観察できる現象が正当といえる根拠.....）を扱っている

# 哲学と思想史（哲学史）の違い

- （今日では）観察できない事柄について、「事例」（出来事、経験、体験、生活、人生...）に即して考えるのが（真の意味での）哲学
- 他人が考えた（哲学した）ことを調べるのは「思想研究（思想史、哲学史）」
  - 本来は、自分で哲学するための「先行研究」
- 日本の「哲学研究」のほとんどは思想研究になってしまっている
  - 古代から外国の文物や思想を輸入しアレンジしてきたのが日本（江戸時代までの主要な輸入先は朝鮮と中国）。明治時代以降は西洋思想を輸入紹介する役割を「哲学」が担ってきた
- 自分で哲学せず思想研究しかしない「哲学者」（じつは「思想マニア」）が少なくない
  - 他人の考えを紹介して済ませてしまう

# 人権 = 人間（人）の権利

人権（rights of man, human rights）

= 人間（man, human）の権利（rights）

...西洋に起源のあることば。輸入された概念（考え方）

★「やさしさ」「思いやり」「いたわり」といった心情ではない（それらはケア倫理\*であって人権論ではない）

「基本的必要（ニーズ）」そのものでもない。基本的必要を確保すべき根拠が人権

# \* ケア倫理[学] care ethics

- 倫理学の一つの理論（的立場）
- 行為の是非を、「～すべき」「～しなければならない」等の「義務」を果たそうとする意図や、行為がもたらす[もたらそうとする/もたらした] 結果（帰結）によって判断するのではなく、
- 他の人をケアする（配慮する、気を配る、世話する、援助する...） かどうかによって判断する



# 「権利と義務は表裏一体」ではない！

「権利には義務が伴う（権利には義務がコインの表と裏のように対応してついてくる）」という（とくに日本の教育界に蔓延する）誤解

→ 「人は、他者の権利を護る（侵害しない）義務を負う」というのが正しい理解。一つの事柄に関する権利の主体と義務の主体は異なる！

私は、他者が権利をもっているから、それを護る義務を負う。自分が権利をもっているから、他者もそれを護る義務を負う。すべての人が権利をもつから、お互いの権利を護る義務をお互いに負っている。

こうしてすべての人が権利と義務をもつことになるが、自分の義務は「他者の」権利に対応するものであり、自分の権利に対応するものではない

# 「権利と義務は表裏一体」ではない！

例) 日本国憲法

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

※本講座資料の引用文中の強調は、注記のない限りすべて土屋による

- 教育を受ける権利をもつのは国民全員、とくに「子女」
- 「子女」のもつ、教育を受ける権利を護るために、保護者が教育を受けさせる（学校に通わせる）義務を負う（学校に通わせず働かせることを禁止）
- 「子女」自身には、教育を受けなければならない（学校へ通わなければならない）義務など全くないし、保護者に義務を果たさせてあげる義務もない！

# 教育基本法

## 第二章 教育の実施に関する基本

### (義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

# 学校教育法 第二章 義務教育

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。〔後略〕

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

# 日本国憲法「勤労の義務」は？

## 日本国憲法第27条

「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」

：権利と義務が表裏一体であるような記述

... 「義務を負ふ」は日本側で書き加えたもの。

GHQ草案には「義務」は書いていない！

## GHQ草案第25条

「all men have the right to work.

何人モ働ク権利ヲ有ス（外務省仮訳）」

# 人権問題 = 差別問題 = 少数者（マイノリティ）の不当な扱い

- 「人権問題」とは、人権が侵害されたという事例、とりわけ「差別」の事例
- 「差別」とは、社会の多数者が、少数者（マイノリティ）を「不当」に扱うこと
- 「不当」とは、自分と他者を公平に扱わないこと（自分に行われたなら嫌なことを他者には行う、など）

# 差別をなくすには？

- 少数者（「被差別地区」出身者、性自認や性志向の異なる人、外国に国籍やルーツのある人、年齢層の異なる人〔とくに子ども、高齢者〕、病気の人、障害者＝社会のバリアに直面している人、など）の人の友達をつくる
  - 偏見や先入観が消えていく
- 「自分が不当に扱われている（嫌な経験をしている）」という感覚は「他者も不当に扱ってよい（嫌な経験を味あわせてよい）」という感覚（歪んだ「公平」観）を引き起こす
  - ← 誰も不当に扱われない（公平な）社会をつくる必要

# 「人権」によらなくても反差別は可能

- 日本の人権運動・人権教育における「人権」は「反差別」すなわち差別を否定するための概念として用いられている
- しかし、差別を否定するための倫理学（道徳哲学）的根拠を与えるのは「人権」論だけではない。人権論をとらなくても差別を否定することはできる

例えば「差別は人間としての義務に反する」（義務論）「差別は社会全体の幸福の総量を減少させる」（功利〔公益〕主義）「差別は自分の利益を損なうことになる」（利己主義）「差別は人としての徳を欠いた（悪徳な）行いだ」（徳倫理）「差別は他者への配慮を欠いている」（ケア倫理）など

- だとしたら、人権論の倫理学における意義はどこにある？



# 「人権」の源流をさがす

- 「人権」という考え方は、なぜ、どこで、いつ、何のために生まれたのか？

...思想の歴史をさかのぼる（思想史的探求）

今回は人権問題に即した哲学的探求ではなく、「人権」という発想の今日における意義を確認するために、その発想の源流を探す

- 思想史とは「誰が、いつ、どこで、そう言っていたのか」ということを明らかにする作業

...「ホントにその人がそこでそう言っていたの？」という疑問に答えて証拠を示すために、原文（テキスト）を引用する

# 翻訳の問題

原文（テキスト）を原語でなく日本語で読もうとする場合には翻訳に頼らざるを得ないが、以下のような問題がある

1. 翻訳者の語学力不足
2. 翻訳者の術学趣味
3. 翻訳者の日本語力が乏しい
4. 同じ一つの原語を一つの日本語の言葉で表現しようとしすぎる

《ある言語の一つの言葉は他の言語の一つの言葉に対応する》と考えるのは誤り。ある言葉が表す事柄（指示対象、「外延」）の範囲は言語によって異なる

また、西洋語では同じ言葉を繰り返し使うのは語彙が乏しいとみなされる

→文脈に応じて適切な日本語を使い分けるべき

# 「人権」に関連する三つの例

- 生活保護

どういう人に？ どのように？ 責任はどこに？

- ヘイトスピーチ

個人ではなく特定の人々に向けられた暴言・侮蔑。だが「それも表現の自由だ」という意見がある

- 「解釈改憲」

法を定める立法府（国会）でなく、法に従って施策を行うべき[行]政府（内閣はその「司令塔」）が、最高の法である憲法の内容を決める  
...これは人権思想の破壊！ →なぜか？

# 講座全体のキーワード

1. 「人権」
2. 「社会契約」
3. 「憲法」

# 「人権」についてどう考えるか？ —講座全体のポイント

- 「人権」とはなにか？「権利」とはなにか？
- 「すべての人間は生まれつき人権をもつ」という考え方にはどういう意義があるのか？
- 「国」をどう考えるべきか？憲法とはなにか？

# 講座全体の要旨

1. 「人権」は、思想史的には、社会契約説というモデルによって、民主的な統治〔国、政府〕こそ正当な統治であることを論証するために提唱された。つまり第一義的には統治〔国、政府→政治〕のあり方を問うためのもの
2. 国とは人々が自分の人権を護るために作ったものと考えべき  
【国のために人があるのではなく、人のために国がある】

# 講座全体の構成

1. お互いの人権を侵害しない  
という約束～社会契約（今回）
2. 国とはなにか～憲法の役割

# 1. お互いの人権を侵害しないという約束 ～社会契約



# 今日の講座の構成

(1) 「人権」とはなにか？

(2) 「権利」とはなにか？

(3) 「すべての人間は生まれつき人権をもつ」という考え方には、どういう意義があるのか？

(1) 「人権」とは  
なにか？

# 「人権（じんけん）」とは？

「①**自然権**に同じ。②(rights of man) **人間が人間として固有する権利**。実定法上の権利のように自由に剥奪または制限されない。基本的人権。」

（『広辞苑』第4版、岩波書店、1991年、p.1326）

「人間が人間らしく生きるために**生来持っている権利**。→基本的人権（明治初期のright of manの訳語）」

（『大辞林』第3版、三省堂）

# フランス「人および市民の権利宣言」

(いわゆる「人権宣言」、1789年) より

第1条 人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上にもみ設けることができる。

第2条 あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである。これらの権利は、自由・所有権・安全および圧制への抵抗である。

第4条 自由は、他人を害しないすべてをなし得ることに存する。その結果各人の自然権の行使は、社会の他の構成員にこれら同種の権利の享有を確保すること以外の限界をもたない。これらの限界は、法によってのみ、規定することができる。

(高木ほか編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、p.131)

# アメリカ合衆国「ヴァージニアの権利章典」 (1776年6月12日採択)

(1) **すべて人は**生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有するものである。これらの権利は**人民**が社会を組織するに当り、いかなる契約によっても、**人民**の子孫からこれを〔あらかじめ〕奪うことのできないものである。かかる権利とは、すなわち**財産を取得所有し、幸福と安寧とを追求獲得する手段を伴って、生命と自由とを享受する権利**である。

(高木ほか編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、p.109)

# アメリカ合衆国「独立宣言」 (1776年)

...われわれは、自明の真理として、**すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに**生命、自由および幸福の追求**の含まれることを信ずる。また、**これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。****

(高木ほか編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、p.114)

# 国際連合「世界人権宣言」 (1948年)

第1条 **すべての人間**は、**生れながら自由で、尊厳と権利について平等である**。人間は、**理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって互に行動しなくてはならない**。

第2条 (1) **何人も**、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、生出もしくはその他の地位のような、いかなる種類の差別も受けることなく、この宣言にかかげられている**すべての権利と自由とを享有することができる**。

# 国連「世界人権宣言」 (続き)

第3条 何人も、生存、自由、および身体の安全を享有する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷もしくは苦役の下におかれることはない。奴隷および奴隷売買は、いかなる形においても、禁止される。

第5条 何人も、拷問、または残酷な、人道に反しあるいは体面をけがすような待遇や処罰を、うけることはない。



# 国連「世界人権宣言」 (続き)

第6条 **何人も**、あらゆる場所において、法の下に人としてみとめられる権利を有する。

第7条 **すべての人**は、法の前に平等であり、また、いかなる差別も受けることなく、法の平等な保護を受ける権利を有する。**すべての人**は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、このような差別のいかなる教唆に対しても、平等の保護を受ける権利を有する。

# 国連「世界人権宣言」 (続き)

第8条 **何人も**、憲法もしくはは法律によってみとめられる基本的権利を侵害する行為に対して、権限のある国内裁判所によって効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 **何人も**、ほしいままに、逮捕され、拘禁され、または追放されることはない。

(以上、高木ほか編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、pp.403-404)

...しかし、こうした「人権」は金科玉条なのか？

こうした「人権」が宣言されているにもかかわらず、格差、搾取、虐待、差別はなくなっていない。つまり人間は現実には「平等」でない。

とすると「生れながら自由で、尊厳と権利について平等」とは、どういう意味なのか？

# ジェレミー・ベンサム「人権」批判

『独立宣言への返答』（1776年）

「もし幸福追求の権利が不可譲な権利であるならば、なぜ盗人は窃盗によって、殺人者は殺人によって、また反逆者は反逆によって、.....この権利を追求することを禁止されているのか」

（J. リンド宛1776年9月2日書簡。H. L. A. ハート『権利・功利・自由』木鐸社、1987年、p.36による）

★ベンサムは功利主義（公益主義）を提唱したイギリスの法哲学者・倫理学者

# ベンサムの「人権」批判（続き）

『無政府主義的誤謬論』（1795年頃、フランス人権宣言およびその憲法への挿入に対する批判として執筆）

「すべての人は生まれつき自由だって？ばかばかしくみじめなナンセンスだ！」（108行目）

「自然権などというものはない。政府の設立に先行する権利などというものはない。法的権利と対立し、対比される自然権などというものはない」（176行目）

...なぜなら、それは真偽を確かめられる事実ではなく、合理的な議論の基礎にはなりえないから。

《権利（right）は法によってこそ効力をもつ。だから、法がまだ存在しないのに「[自然の]権利」なるものがあると主張するのは、「権利」という言葉の濫用だ》とベンサムは考えた

(2) 「権利」とは  
なにか？

# 「権利」 – 『広辞苑』第4版より

① [荀子勸学] 権勢と利益。権能。②

[法] (right) ①一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として、**法律が**一定の資格を有する者に賦与する力。

②或る事をする、またはしないことができる能力・自由↔義務。

# 「権利」 — 『大辞林』 第3版より

① [法] ㊦ある利益を主張し、これを享受することのできる資格。社会的・道徳的正当性に裏付けられ、法律によって一定の主体、とくに人に賦与される資格。法的正当性。㊧何らかの原理や存在によって一定の主体に賦与される、ある行為をなし、またはなさぬことができる能力・資格。↔義務

②権力とそれに伴う利益。[「荀子」にあり、「権勢と利益」の意で用いられる。中国近代の洋楽書である丁韪良訳『万国公法』(1864年)でrightの訳語としたものを借用したもののか]



# 漢語と訳語

- 「権勢と利益」という意味での「荀子」の「権利」は漢語(中国語)で、江戸時代以前からあった
- 「right」(英語)の訳語としての「権利」は明治時代から

# 「right」の翻訳

- rightは「正しい」という形容詞でもある
- Recht（ドイツ語）、regt（オランダ語）、droit（フランス語）には「法」という意味もある

つまり西洋語では「right」に相当する言葉一つで「権利」＝「正しい」＝「法」を表す

（ベンサムはそのために混同が生じているとして批判した）

- 「権利」と「正しさ」と「法」は西洋語では通底している

# 「right」のさまざまな訳語

(笹澤豊『〈権利〉の選択』勁草書房、1993年、第1章)

- 西周：regt（オランダ語）を「権」と訳す  
（フィッセリングの講義の訳『万国公法』1868年）

- 福沢諭吉：

「通義」 = 世間一般に通用する道理（『西洋事情』初編、1866年）...客観的

しかし1869年の第二編では「求むべき理」「求めても当然のこと」「当然に所持する筈のこと」と補足説明...個人に帰属するもの

「権理通義」「権理」（『学問のすすめ』第二編、1893年）

「権義」（『学問のすすめ』第四編、1894年）

# 「right」のさまざまな訳語（続き）

- 津田真一郎：「権利」を用いる

（フィッセリングの国法学講義録の訳『泰西国法論』1868年刊）

だが、regtの訳ではなく、regt（権）という理にかなった力によって保護されるべき、国民の利と平安という意味を表す

- 加藤弘之：rightの訳語として「権利」 = 利を保護する力

（『立憲政体略』1868年および『真政大意』1870年）

# 法的権利に関するホーフフェルドの分析

法的権利の担い手(X)と相手方(Y)の関係に従い「権利」の用法を4つに分類

1. **自由または特権** : XがYに対しAを行わないという義務がなく、かつ、YがXに対して無権利である  
(例 : 「Xは浴室で歌う権利がある」)
2. **請求権** : XはYにAを請求し、しかもYはXに対してAを行う義務を負う (例 : 「難民Xには食料や保護を受ける権利がある」)
3. **権能**(power) : XはYのために一定の結果を引き起こす (例 : 「警官Xはスピード違反の運転者Yに免許証を見せろと要求する権利がある」)
4. **免除**(immunity) : YがXのために一定の結果を引き起こす権威を欠き、無権能である (例 : 「高齢者Xは徴兵を免除される権利がある」)

(W. N. Hohfeld, *Fundamental Legal Conceptions*, Yale Univ. Press, 1919. M. フリーデン『権利』昭和堂、1992年、p.8における整理より)

# 「人権」「自然権」「道徳的権利」に 否定的な学説はベンサム以外にも

- A. マッキンタイア 『美徳なき時代』 (みすず書房、1993 [原著1981] 年)

「自然権あるいは人権は虚構である—ちょうど功利性がそうであるように—。しかし高度に特殊な特性をもった虚構である」 (p.87)

★マッキンタイアは共同体主義・徳倫理学を唱える現代米国の哲学者

- P. シンガー 『実践の倫理』 (昭和堂、新版1999 [原著1993] 年)

「私の考えでは、道徳的権利という考え方は、より基本的な道徳的考慮のことを語るための速記的表現として使われるなら意味があるが、そうでない限りは役立つ表現でもなければ有意味な考え方もない」 (p.116)

★シンガーは功利主義に立つ現代倫理学者

# ジョン・スチュアート・ミルの権利論

「私たちが何らかのものを人の権利と呼ぶとき、私たちが意味しているのは、人がその所有しているものを法律の力あるいは教育や世論の力によって保護してもらうことを社会に対して正当に請求できるということである」

(J. S. ミル「功利主義」原著1861年、川名雄一郎・山本圭一郎訳『J. S. ミル功利主義論集』京都大学学術出版会、2010年、p.329)

★ジョン・スチュアート (J. S.) ・ミルはベンサムの子で、功利主義者の学派である「哲学的急進派」の中心人物の一人

★「保護を正当に請求できる」ものは「権利」以外にもありうる (たとえば「基本的必要 (ニーズ) 」)

## J. S. ミルの権利論（続き）

「権利をもっているということは、社会がそれを所有している人を保護しなければならないようなものをもっているということだと思われる。どうして社会が保護しなければいけないのかと問う反論者がいるとすれば、私は一般功利性 [社会全体の幸福の総量を最大にすること] という理由しかあげることができない」

（J. S. ミル「功利主義」原著1861年、川名雄一郎・山本圭一郎訳『J. S. ミル功利主義論集』京都大学学術出版会、2010年、p.330）



## J. S. ミルの権利論（続き）

「正義とはある種の道徳規則に対する名称であり、それは人生の指針となる他のあらゆる規則よりも人間の福利にとって不可欠なものに[、]より緊密に関わるものであり、それゆえにより絶対的な拘束力をもっている。私たちが正義の観念にとって本質的であるとみなした考え、つまり個人に属している権利という観念は、このより強い拘束力をもった責務を含意し、それを立証しているのである」

（J. S. ミル「功利主義」原著1861年、川名雄一郎・山本圭一郎訳『J. S. ミル功利主義論集』京都大学学術出版会、2010年、p.338）

# 今日における「人権」の客観的定義の一例

- マイケル・フリーデン『権利』（昭和堂、1992 [原著1991] 年）

「人権とは、人間の適切な機能にとって不可欠だと考えられる一定の人間的属性ないし社会的属性に優先性を割り当てる、言語の形で表現された概念的装置である。人権はこのような属性を保護するカプセルとして役立つようにされている。また、人権はこのような保護を確保する意図的な行為を懇請している」 (p.13)

★フリーデンは現代英国の政治哲学者

# 法的権利と道徳的権利

- 「権利」には、法律によって初めて確保されるもの（法的権利）と、法律がなくても人間がもっていると考えられるもの（**道徳的権利 = 自然権、人権**）と、二つの意味がある
- 道徳的権利を認めるかどうかが倫理学上の論争の焦点。法的権利しか認めない立場（例えばベンサム、シンガー、ミルらの功利主義）からみれば、道徳的権利（=人権、自然権）は虚構である  
→しかしながら、人権（自然権）思想は何のために主張されたのか？

(3) 「すべての人間は生まれつき人権をもつ」という考え方には、どういう意義があるのか？

# 思想史からみた「人権」

- 思想史的には、今日の「人権」という考え方は社会契約説によって明確に主張された
- それは「国民が国のためにいるのではなく、国こそが国民のためにある」と発想を転回するための鍵となる考え方
  - 「心身ともに健康な国民の育成」(教育基本法第1条)を目的とする日本国公認学校教育は、育成する国のほうが、育成される国民よりも、先に存在しているということを前提にしている
- 人権思想は本来、国のあり方(人民と統治者の関係)のモデルとしての社会契約説の一部
  - 人民の間に生じる差別事象や差別意識に反対するために主張されたのではない

# 社会契約説の原型：T. ホッブズ

- 社会契約説：17世紀英国の思想家トーマス・ホッブズが原型を描く
  - 主著『リヴァイアサン』に描かれたホッブズの社会契約説は、強引で矛盾を含むような論の展開もあるが、今日でもひじょうに示唆に富んでいる
- 『リヴァイアサン』に何が書かれているのか確認しよう

# ホッブズの「自然状態」 (『リヴァイアサン』1651年より)

「自然 NATURE」は、人間を身体と心の諸能力において平等に作った。[中略]

こうした能力の平等から、われわれにおける目的達成への希望の平等が生まれる。したがって、もしも、二人の人間が同一のものを欲求しながら、しかも一人しかそれを享受できないとすれば、彼らは敵となり、主として彼ら自身の保存であり、ときには彼らの単なる快樂でもある彼ら自身の目的に至る途次において、互いに相手を滅ぼすか、屈服させようと努めることになる。 (13章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、pp.202-203)

# ホッブズの「自然状態」 (つづき)

...人々が、彼らすべてを畏怖させる共通の力を持つことなく生活しているときには、彼らは絶えず戦争とよばれる状態にあること、そして、その戦争は、各人の各人に対する戦争であるということである。なぜならば、『戦争 WAR』とは、単に戦闘あるいは闘争行為のうちにあるのではなく、戦闘によって争おうという意志が十分に示されている一連の時間のうちにあるからである。 [中略]

[戦争状態においては] 継続的な恐怖と暴力的死の危険とがあり、人間の生は、孤独で、貧しく、不快で、残忍で、しかも短い。

(13章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、pp.205-207)



# ホッブズの「自然状態」 (つづき)

こうした各人の各人に対する戦争ということから、また、そこでは何ごとも不正ではないという帰結が生じる。つまり、そこにおいては、正・不正、正義・不正義という観念は存在の余地がないのである。共通の力がない所には法はなく、法がない所には不正義がないのである。[中略] 正義・不正義は、孤独のうちにいる人間にではなく、社会における人間に関係する性質なのである。さらにまた、前述の〔戦争〕状態の帰結として、そこには、所有権も、土地の排他的支配権もなく、**私のものとあなたのもの**との区別もなく、各人が獲得しうるものだけが、しかも各人がそれを保持しうる限り、彼のものとなるだけである。

(13章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、p.209。太字は原文による強調)

# ホッブズの「自然権」

(『リヴァイアサン』1651年より)

...「自然権 RIGHT OF NATURE」とは、各人が、自分自身の自然、すなわち、自分自身の生命を保全するために自らの力を自らが欲するように行使する自由であり、したがって、自らの判断力と理性とにもとづいて、生命の保全のためにもっとも適当であると考えられることをも行う自由である。

(14章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、p.212)

# ホッブズの「自然法」

(『リヴァイアサン』 1651年より)

「自然法 LAW OF NATURE, lex naturalis」とは、理性によって発見される戒律あるいは一般的規則であって、それによって、人は、自分自身の生命にとって破壊的であること、あるいは、生命を保全する手段を取り去るようなことを行うことを禁じられ、また、生命をもっともよく保全しようと自身が考えることを怠ることを禁じられる。 [中略]

... 「権利 RIGHT」が、行ったり差し控えたりする自由に存するのに対し、「法 LAW」は、それらのうちのどちらかに決定し、拘束するものである

...

(14章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、pp.212-213)

# ホッブズの「自然法」 (つづき)

1. 「各人は、平和を獲得できるという希望を持つ限り、それに向かって努力すべきであるが、それを獲得できないときには、各人は戦争がもたらすあらゆる助力と利点とを求め、かつ利用してもよいということ」

2. 「人は、平和と自己防衛とのために彼が必要だと考える限り、他の人々もまたそうである場合には、すべてのものごとへのこの権利を進んで放棄すべきであり、他の人々に対して、彼らが自らに対して持つことを自分が許すであろう自由と同じ大きさの自由を持つことで満足すべきである」

(14章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、pp.213-214)

★ホッブズはこの他に17の自然法を挙げている (15章)

# ホッブズの「社会契約」

(『リヴァイアサン』1651年より)

人々を外国の侵入や相互の侵害から防衛することによって彼らの安全を保証し、彼らが自分自身の勤労と大地の産物とによって自らを養い、自足して生活することを可能とする共通の権力を樹立する唯一の方法は、次の点にある。それは、人々の力と強さを、一人の人間、あるいは、多数意見によって全員の意志を一つの意志に帰することができる人々の一つの合議体に譲渡することにほかならない。

(17章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、pp.274-275)

## ホッブズの「社会契約」 (続き)

これは、同意や和合以上のものであり、同一の人格におけるすべての人間の真の統一であって、この統一は、各人がすべての人間に対して次のように言うかのような各人对各人の信約によって作りだされるものにほかならない。「私は、この人、あるいは人々のこの合議体を権威づけ、それに自己を支配する自らの権利を与えるが、それはあなたも私と同じように、あなたの権利を彼に与え、彼のすべての行為を権威づけるという条件においてである」。

(17章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、p.275)

# ホッブズの「社会契約」 (続き)

このことが行われると、一つの人格に統一された群衆は、「政治的共同体 COMMONWEALTH」、ラテン語では「キウィタス CIVITAS」と呼ばれる。[中略]

それを定義すれば、政治的共同体とは「一つの人格であって、多くの人々から成る群衆が各人相互の信約によって、各人を、その人格の諸行為の本人とした。それは、その人格が、彼らの平和と共同の防衛とに好都合だと考えるところに従ってすべての人々の強さと手段とを用いるという目的のためである」ということになる。

(17章、加藤節訳、ちくま学芸文庫、2022年、上巻、pp.275-276)

★統治者の意思は民意そのものとして統一されており、立法・行政・司法等の権力を分離し相互に抑制させることは国を分裂させる、とホッブズは考えた

# 社会契約説における自然権

- 社会契約説における自然権は《国は、人々の互いの合意に基づく民主的なものである場合にのみ、正当なものである》ということを説明するための概念
  - 社会契約説において国は、人々が自分を護るために作りあげるものにほかならない
    - 「悠久の歴史をもった土地柄」「歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などからなる歴史的・文化的な共同体」などではない
- 国ができる前の自然状態においては無制限の自由であった自然権は、国ができた後の社会状態においては、人々相互の契約に基づき、妥当に制限された自由になっている



# 社会契約は誰が誰と結ぶのか？

- 社会契約とは人々がお互いに結ぶものであって、人々と統治者との間に結ばれるものではない
- 統治者は人々の間で契約違反（抜け駆け）を許さないために樹立される
- ホッブズは人々が互いに結んだ社会契約により「人格」としての政治的共同体（国）ができ、人々の意思がそのまま統治者の意思になるとした（人治主義）
  - ロックは社会契約によって共同体（社会）ができ、共同体は立法権力（議会）を樹立して法の作成を信託し、立法権力から分離した執行権力（行政、政府、王）が法を施行するとした（法治主義）

# デイヴィッド・ヒュームの社会契約説批判

「私が主張したいのは、これまでのところ、そのような同意〔社会契約〕が多少とも行われたことはめったになかったし、まして完全な程度にまで行われたことは一度もなかったということである。したがって、政府の基礎は他にもあることが承認されなければならない」（ヒューム『原始契約について』原著1748年、世界の名著32、p.544）

「現に存在している、あるいは歴史のうちになんらかの記録をとどめている政府は、そのほとんど全部が、権力の奪取かそれとも征服に、あるいはその両方に起源を持っており、人民の公正な同意とか自発的な服従とかを口実にしたものはない」（同、p.541）

★ヒュームは18世紀スコットランドの哲学者

# ヒュームへの応答

- 社会契約説は「国（政府）はどのような経緯をたどって成立したか」（歴史的起源、「事実問題」）を説明する記述**と捉えるべきではない**
- 「国（政府）が**正当なものだといえるためには、どのような理由に基づいて成立したものでなければならぬか**」（正当とされる根拠、「権利問題」）を説明するモデル（「人々の人権を護るために存在するのでなければ正当な国・政府とはいえない」と主張する）と捉えるべき
  - \* 「事実かどうか」ということと、「それが**正当なのか**」ということとは、**別の問題**（例：「差別は常にあるのだから差別してよい」というわけではない！）

# ジャン・ジャック・ルソー 『社会契約論』 (1762年) より

人間は生まれながらにして自由であるが、  
しかしいたるところで鉄鎖につながれている。  
ある者は他人の主人であると信じてい  
るが、 事実は彼ら以上に奴隷である。 どう  
してこういう変化が起こったか、私にはわ  
からない。 しかし、この変化を何が正当化  
するのか、 といえは、この問題なら解くこ  
とができると思う。

(第1編第1章、井上幸治訳、中公クラシックス、2005年、  
p.207)

# 社会契約説から「人権」を捉え直すと

1. 社会権（例：生活保護）：人と国家の関係

→「人々が自分たちの人権を護るために国を作った」（「人々の、人々による、人々のための政府」）

= 人々の人権を護らない国は存在意義がない

2. 人格権（例：ヘイトスピーチ）：人同士の関係

→「人々は自分たちの人権を護るために、他人の人権を侵さないという契約をお互いに結んだ」

= 社会契約そのものの根拠。「危害を加えていないのに危害を加えられるのは不当」「自分がされたら嫌なことはするな」という「自然法」。誰にでもわかるはず。

しかも、この契約を守らせるのが、国の第一の役目  
(その第一の手段が刑法)